

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和7年7月11日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
国土交通省国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（火山基本図作成）
- 3 作業期間
令和7年8月1日から令和8年3月31日まで
- 4 作業地域
熱海市、三島市、御殿場市、裾野市、函南町、小山町